⑥　本事業に係るアドバイザー業務に携わった株式会社ニュージェック及び御堂筋法律事務所あるいはこれらの者と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。

⑦　東北地方整備局が設置した国道49号富田地区電線共同溝ＰＦＩ事業有識者等委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。

⑧　上記⑥及び⑦において、「資本関係又は人的関係において関連のある者」の詳細は入札説明書による。

⑶　設計企業の参加資格要件　代表企業、構成員又は協力企業のうち、１⑸に掲げる調査・設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）は、次の①から④までの要件を満たさなければならない。ただし、調整マネジメント業務（設計段階）のみを実施する者はこの限りでなく、次の②の実績を有する者又は下記⑷に掲げる工事企業の参加資格要件②を満たす者であれば良いものとする。

①　東北地方整備局における令和７・８年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

②　次のいずれかの実績（設計企業が設計共同企業体の場合は、代表者について１件以上）を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成27年度以降公告日までに完了した業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務（以下「元請け」という。））とする。

ア　電線共同溝設計業務（予備設計又は詳細設計）又は道路事業の事業監理業務

③　次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。

ア　次に掲げるいずれかの資格を有すること。

ａ　技術士（総合技術監理部門：建設―道路、建設部門：道路）、技術士法による登録を行っている者。

ｂ　国土交通省登録技術者資格（施設分野：道路、業務：計画・調査・設計）

イ　次のいずれかの実績を有すること。

ａ　国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成27年度以降公告日までに完了した業務のうち、以下に記載する「同種業務」（元請けとして実施した業務。ただし、照査技術者として従事した業務は除く。）において１件以上の実績を有する者。

イ）電線共同溝設計業務（予備設計又は詳細設計）又は道路事業の事業監理業務

ｂ　同種業務をマネジメントした実務実績を有する者（対象期間は上記ａに示す期間とする。）

④　上記②、③の実績として挙げた業務実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係を除く。）が発注した業務のうち、ＴＥＣＲＩＳに当該技術者の実績として登録（照査技術者として登録した業務は除く。）され、過去５年間（令和２年度から令和６年度末）までに完了し、引渡し済みの土木関係建設コンサルタント業務の業務評定点の平均点が60点以上であること。ただし、評価対象業務の実績がない場合は、この限りではない。

⑷　工事企業の参加資格要件　代表企業、構成員又は協力企業のうち、１⑸に掲げる工事業務を実施する者（以下「工事企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。ただし、本施設の所有権移転業務、調整マネジメント業務（工事段階）を実施する者はこの限りでなく、次の②の要件又は上記⑶に掲げる設計企業の参加資格要件②を満たせば良いものとする。

①　東北地方整備局における令和７・８年度「一般土木工事」又は「アスファルト舗装工事」の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

②　平成22年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了し、下記アの条件を満足する同種工事を施工した実績を有すること。

なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

ア　供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で交通規制を実施し、かつ電線共同溝又は情報ボックス若しくは電線類の地中化工事。

なお、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

③　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を配置できること。なお、専任の要否は関係法令による。ただし、第一次審査資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、下記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

なお、本工事で専任が必要な場合においても、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任は要しない。

ア　土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。１級、２級等の区分がある資格については関係法令及び共通仕様書等による。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

ａ　建設機械施工管理技士の資格を有する者。

ｂ　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業―農業土木」又は「森林―森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者。

ｃ　これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

イ　平成22年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の条件を満足する同種工事を施工した実績を有する者であること。

ａ　供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で交通規制を実施し、かつ電線共同溝又は情報ボックス若しくは電線類の地中化工事。

なお、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。